

## 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本方針

第84回国民スポーツ大会（以下、「国スポ」という。）及び第29回全国障害者スポーツ大会（以下、「全スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下、「参加者」という）の宿泊及び食事の提供については、国スポ及び全スポの参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、おもてなしの心で温かく迎えるとともに、次の方針に基づき行う。

### 1 宿 舎

- (1) 参加者の宿舎は、原則として、会場地市町村内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町村内の旅館で参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じ、関係機関・団体等と協議のうえ、公共施設、寮、保養所、寺院、民家等及び近隣市町村の旅館等を利用する。
- (3) 風紀上、衛生上または安全対策上の理由により、支障があると認められた旅館等は利用しない。

### 2 配 宿

- (1) 国スポにおける選手・監督及び競技会に関わる役員（以下、「選手・監督等」という。）の配宿は、会場地市町村が行う。ただし、近隣市町村の旅館等に配宿する場合及び選手・監督を除く参加者の配宿は、県と会場地市町村が協議して行う。  
全スポ参加者の配宿については、県が行う。
- (2) 参加者の配宿は、以下のことに配慮して行う。
  - ① 選手・監督の宿舎は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して配宿する。
  - ② 選手・監督の宿舎は、競技会場及び練習会場までの交通状況を配慮して配宿する。
  - ③ 全スポの選手・監督等については、障害特性を配慮し、利用しやすい宿舎に配宿するように努める。
  - ④ 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手・監督とは別に配宿する。

### 3 宿泊料金

- (1) 国スポ参加者の宿泊料金は、県準備（実行）委員会と旅館等の関係団体との協議を経て、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。
- (2) 全スポ参加者の宿泊料金は、国スポ参加者の宿泊料金を基本とし、県準備（実行）委員会が決定する。

### 4 食 事

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスがよく、豊かな自然に恵まれた島根県のさまざまな食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。